

# 京都産業の魅力を紹介する映像制作に係る委託業務仕様書

## 1. 委託業務名

京都産業の魅力を紹介する映像制作業務

## 2. 業務内容（以下の映像制作等に必要な業務及び付属する業務一式）

京都の職人技が光る伝統産業や先端分野のモノづくりをはじめ、文化観光、おもてなしなど京都産業の魅力を広く国内外に発信するための映像を制作する。

長い歴史に培われた多様な産業の集積や世界をリードする京都企業の高度な技術、知恵などを外国人や若者等にも分かりやすく映像化する企画（全体構成、演出、脚本、カット割、ナレーション、テロップ説明等）、並びに撮影（4K解像度）、編集・制作（映像の加工・編集、必要な資料映像の作成）など必要な業務を行う。

## 3. 業務の目的

京都の産業や国際的な文化観光都市としての可能性など、世界交流首都を目指す京都の多様な魅力を国内外に広くPRするための多言語による映像を制作し、来春オープンする京都経済センターで公開するとともに、京都への企業誘致や投資促進のためのプロモーション活動等に活用する。

## 4. 業務委託期間

契約締結日から平成30年11月30日まで

## 5. 制作物

① 本編映像（10分程度）及びダイジェスト版映像（5分程度）

※映像の構成に応じてCHAPTER分割を行う。また、対応言語は、日本語、英語の2言語とし、ナレーション・字幕を選択できることとする。

② 映像シナリオ

## 6. 納品方法

①再生用DVD及びブルーレイディスク（NTSC版及びPAL版）

②DVD-R（MPEG4形式）※インターネット公開用

③印刷物及びデータ（シナリオ等の文書制作物）

## 7. 公開・活用方法

制作した映像は、京都経済センターにおいて放映するとともに、京都商工会議所及び関係団体のホームページで公開する。

## 8. 著作権

納品された映像及び画像の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は、京都商工会議所に帰属する。

## 9. 留意事項

- ①本業務は京都経済4団体共同事業として実施するため、企画の提案や業務の実施にあたっては各団体の組織構成、事業活動等に配慮すること。
- ②業務の実施にあたり、委託者と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って業務を進めること。
- ③業務の遂行状況について、委託者に適宜報告を行うこと。
- ④制作業務を統括するディレクターを置き、ディレクターを通じて委託者と協議や調整を行うこと。
- ⑤業務上必要な資料等は、受託者において入手すること。
- ⑥使用する画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- ⑦本業務を通じて知り得た機密や取得した個人情報等については、個人情報の保護に関する法律及び京都商工会議所個人情報保護管理規程に基づき適正に取り扱うこと。
- ⑧本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定するものとする。以上